(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人直方市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の業務の ため旅行する本会の役員及び職員(以下「役職員」という。)並びに役職員以外の者に対し て支給する旅費に関して、必要な事項を定め、業務の円滑な運営に資することを目的とす る。

(旅費の支給)

- 第2条 役職員及び役職員以外の者に対し支給する旅費は、この規程によって支給する。 (旅費の計算)
- 第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により支給する。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅行命令)

第4条 旅行は、会長又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行うものとする。ただし、事務局長以外の職員、役職員以外の者に対する旅行命令(県内に限る。)は、事務局長が行うことができる。

(居住地等からの旅行)

第5条 在勤地又は出張地以外の地において居住又は滞在する者がその居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。 (鉄道賃)

- 第7条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)急行料金 及び座席指定料金による。
  - (1) 乗車に要する運賃
  - (2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃及び急行料金
  - (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定 する旅客運賃、前号に規定する急行料金及び座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。
  - (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
  - (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

- 3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別特急列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。 (船賃)
- 第8条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金による。
  - (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
  - (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
  - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
  - (4) 別に寝台料金を必要とした場合には、前3項に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃 による。

(航空賃)

第9条 航空賃の額は、旅客運賃の範囲内で会長が定める額による。

(車賃)

- 第10条 車賃の額は、交通機関等の旅客運賃による。
- 2 前項に規定する旅客運賃によらない場合の車賃の額は、1キロメートルにつき20円と する。ただし、職務上の必要上又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行 の実費を支弁することができない場合には、実費額による。
- 3 車賃は、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に1キロメート ル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(自家用車使用の承認)

- **第11条** 自家用車を使用して旅行しようとする者は、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。
- 2 前項に規定する承認の手続きについては、会長が別に定める。

(日当)

**第12条** 日当は、県外への旅行について支給するものとし、その額は旅行中の日数に応じ 1日当たり2,100円とする。

(宿泊料)

第13条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たり10,900円とする。ただし、水 路旅行及び空路旅行については、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上 陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の社会福祉法人直方市社会福祉協議会役員等の旅費支給規程は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の規程による。